

N I S A ご利用にあたってのご留意事項

一般N I S A口座またはつみたてN I S A口座（以下、「N I S A口座」といいます）の開設をご検討されているお客さまにおかれましては、N I S Aパンフレットに記載されている内容に加えて、下記ご留意事項についてご確認くださいませようお願いいたします。

【一般N I S A・つみたてN I S Aのご留意事項】

1. 同一年においては、お一人様一口座（一金融機関）の開設となります

N I S A口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年において一人一口座（一金融機関）しか開設できません。

一般N I S AとつみたてN I S Aは選択制のため、同一年において両方を利用することはできません。変更するためには、変更手続きが必要となります。

なお、当社で取り扱うN I S A対象商品は以下のとおりです。

一般N I S A：上場株式、E T F、上場R E I T、公募株式投資信託、上場新株予約権付社債、
上場優先出資証券

つみたてN I S A：公募株式投資信託

※複数の金融機関で重複してお申し込みの場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があります。

※N I S A口座で保有する有価証券を非課税（N I S A）扱いのまま、他社へ移管することはできません。

※つみたてN I S Aでお買付けいただける公募株式投資信託は、当社が選定した銘柄に限ります。

2. 損益通算・繰越控除はできません

N I S A口座の損失は、N I S A口座以外（一般口座や特定口座）で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。

3. 非課税枠の再利用はできません

一旦使用した非課税枠は再利用できないため、N I S A口座で保有している有価証券を売却・払出し等した場合であっても、その非課税枠の再利用はできません。また、年間の非課税枠（一般N I S Aは120万円、つみたてN I S Aは40万円）のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

4. 上場株式等の配当金を非課税にするには

N I S A口座で保有している上場株式等の配当金を非課税にするためには、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式（配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法）」にする必要があります。「株式数比例配分方式」のお申し込みにあたっては、申請書等に記載の【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】を十分にご確認ください。

※N I S A口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、株主権利確定日（決算期日または中間決算期日）までに「株式数比例配分方式」に変更する必要があります。

5. 投資信託における分配金のうち元本払戻金の課税について

投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、N I S A口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、N I S A制度上の非課税メリットを享受できません。

なお、当社では、N I S A口座で保有する投資信託の分配金を再投資する場合には、N I S A口座以外（一般口座や特定口座）で管理されます。

【つみたてNISA特有のご留意事項】

1. **積立契約（累積投資契約）に基づく、定期かつ継続的な方法による買付**
 つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）を締結し、同契約に基づき毎月対象商品の買付を当社オンライントレード（以下、日興イーリートレード）から行います。
 なお、つみたてNISAは日興イーリートレード専用サービスのため、あらかじめ日興イーリートレードの利用申し込み等が必要となります。
2. **ロールオーバーはできません**
 一般NISAと異なり、当年の非課税枠へのロールオーバーおよび非課税期間終了時の翌年の非課税枠へのロールオーバーはできません。
3. **信託報酬等の通知について**
 購入いただいた投資信託の信託報酬等の概算値を年1回通知いたします。
4. **基準日における氏名・住所の確認について**
 基準経過日（初めてつみたてNISA口座に累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）にお客さまの氏名・住所について確認させていただきます。
 確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に確認ができない場合は、つみたてNISAでの買付ができなくなります。

NISA口座については、SMB C日興証券のホームページでご確認いただけます。

で

NISAに関するお問い合わせ

NISA専用ダイヤル ☎ 0120-250-246

受付時間：平日9：00～18：00／土・日9：00～17：00 ※祝日・年末年始を除く

（注）上記ご留意事項は、2020年3月現在の情報に基づいて作成しております。

NISA口座開設の流れ

ステップ1

マイナンバーの告知がお済みかどうかご確認のうえ、必要な書類をご用意ください。

NISA口座の開設にあたっては、弊社へマイナンバーの告知をしていただく必要があります。すでに弊社へマイナンバーの告知をしていただいている場合、再度告知をしていただく必要はありません。




SMBC日興証券にマイナンバーを告知している場合

本人確認書類

本人確認書類(1点)のコピーをご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は原本をご用意ください。
○運転免許証、健康保険証 等 (顔写真の有無は問いません)

SMBC日興証券にマイナンバーを告知していない場合

【A】【B】【C】の書類をそれぞれご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は、【A】【B】の原本をご用意ください。

| 【A】個人番号(マイナンバー)確認書類 | 【B】本人確認書類 | 【C】個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書 |
|--|--|------------------------|
| 個人番号カード (両面のコピー)  | 【A】で個人番号カードをご用意いただいた場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。 | 同封の書類へご記入ください |
| 通知カード (コピー)  | 「写真つき本人確認書類」の場合は1点、「写真なし本人確認書類」の場合は2点ご用意ください。 ○写真つき本人確認書類(1点) 運転免許証(運転経歴証明書) 等 ○写真なし本人確認書類(2点) 住民票(注)、健康保険証、印鑑証明書、国民年金手帳 等 | |
| 住民票 (個人番号あり)  | (注) 【A】個人番号(マイナンバー)確認書類が住民票(個人番号あり)の場合、【B】本人確認書類として兼用できます。 | |

ステップ2

「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書 (NISA申請書)」をご記入ください。

ご記入例をご確認のうえ、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書)」をご記入ください。
※株式数比例配分方式については、裏面の【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】をお読みください。

ステップ3

必要書類がそろっているか、ご確認のうえ、ご提出ください。

ご提出の前に再度ご確認ください

➤弊社へマイナンバーの告知がお済みの方

- 非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書)
本人確認書類

➤弊社へマイナンバーの告知がお済みでない方

- 非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書)
【A】個人番号(マイナンバー)確認書類
【B】本人確認書類
【C】個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書

■非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書 (NISA申請書) ご記入例

1 お客さまの口座番号をご記入ください。

2 住所・氏名・生年月日・電話番号をご記入ください。

3 必ず「一般NISA」か「つみたてNISA」のどちらかにレ点でチェックしてください。

4 株式数比例配分方式を申し込む際は□にレ点でチェックしてください。
※上場株式等の配当金を非課税とするためには、お申し込みが必要です。下記のご留意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

2823
SMBCH興証券株式会社 御中 2020.05

口座番号 係コード
0 1 2 3 4 5 6 7 8

お申込日 20 ××年×月×日

非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書 (NISA申請書)

租税特別措置法第37条の14第6項の規定により、同条第5項第6号に規定する非課税適用確認書の交付を申請します。併せて、租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」を承認のうえ、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。
非課税管理勘定については2018年1月1日～2023年12月31日まで、累積投資勘定については2018年1月1日～2037年12月31日までの設定期間において毎年設定ください。
なお、個人番号については別紙にて届け出ます。(関係法令により不要である場合を除く)

1. 現在のご登録内容について 太枠内をご記入ください。

| | | | |
|---------|------------------------|------|-------------------------|
| フリガナ | フリガナ トウキョウトネヨダマルノウチ | | |
| 住所 | 〒 × × × × × × × × × × | 電話番号 | 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8 |
| | 東京都千代田区丸の内 × × × × × × | | |
| フリガナ | フリガナ ニッコウ グロウ | 生年月日 | 大正 (昭和) ・平成 ・令和 |
| 氏名 (自署) | 日興 太郎 | | × × 年 × 月 × 日 |

2. 非課税口座を設定しようとする日の属する年: 2020年

※ただし、非課税口座の開設が左記の年を経過した場合、開設した日の属する年といたします。

3. 設定しようとする勘定の種類の選択 (いずれかにレ点でチェックをご記入ください)

一般NISA (年間非課税投資枠120万円) つみたてNISA (年間非課税投資枠40万円)

4. 株式数比例配分方式のお申し込みについて

※左面に記載の留意事項を十分にご確認のうえ、お申し込みの場合は、□にレ点でチェックしてください。

【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】を確認しましたので、株式数比例配分方式 (証券口座経由で配当受取) を申し込みます。

| 社用欄 | 名称・所在地 | 確認書類 | 勘定の種類 | 勘定設定期間 |
|-----|--------|-----------------------|---------------------------------------|----------------|
| | | 受理日 | 非課税管理勘定 (一般NISA) | 2018年 2023年 |
| | | | 累積投資勘定 (つみたてNISA) | 2018年 2037年 |
| NBS | | 個人番号 (マイナンバー) 告知書兼提供書 | 営業店 | |
| 受付者 | 権限確認 | 力照 | 合不備確認 | お申し込み |
| | | | <input type="checkbox"/> 受入済 (初回受入) | |
| | | | <input type="checkbox"/> 過去告知済のため受入不要 | |

(宛7) 2823 AN

株式への投資をご検討の方は必ずお読みください。

【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】

- NISA口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、**株主権利確定日までに「株式数比例配分方式 (配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法) 」に変更する 必要があります (郵便局窓口等や指定の銀行口座で受領する方式では、配当金は課税され、確定申告を行っても還付されません)。**
- 複数の証券会社に証券口座をお持ちの場合、**他社での配当金受取方法も「株式数比例配分方式」に変更**されます。
- 「株式数比例配分方式」は、お客さまが保有している **全ての上場株式等の配当金が同方式でのお受取りとなり、一部の銘柄だけを指定することはできません (ただし、国内上場外国株式は対象外)。**したがって、**郵便局窓口等や指定の銀行口座での受領はできなくなります。**
- 「株式数比例配分方式」をお申し込みいただいた場合、本申込書の記載内容・添付書類に不備がなければ、NISA口座の開設前であっても、「株式数比例配分方式」のお申し込みを受け付けます。
- 信託銀行に開設された特別口座に残高がある場合、または複数の証券会社に証券口座を保有している場合で、その証券会社が「株式数比例配分方式」の取扱いをしていない場合は同方式をご利用いただけません。

【その他ご留意事項】

申請の結果 (NISA口座開設可否) につきましては、税務署からの連絡があり次第、書面にてお客さまへご連絡いたします。なお、申請いただいてからご連絡までには、1か月程度の日数を要する場合があります。

制度内容について、詳しくは制度概要パンフレットや弊社ホームページをご覧ください。